

公共工事の発注見通しの公表について（通知）

平成13年5月16日総財第265号
沖 縄 県 総 務 部 長 通 知

みだしのことについて、先般「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）が施行されたことに伴い、法及び政令の内容等も踏まえ、本県における今後の取扱い方法を別紙のとおり取りまとめましたので、その取扱いについては遺漏のないようにお願いします。

別紙

公共工事の発注見通しの公表について

1 公表の対象となる工事

公表する工事は、当該年度に発注することが見込まれる公共工事とする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- ① 予定価格が250万円未満の工事
- ② 当該工事について用地取得が未了のため、見通しとして公表することが出来ないと判断される工事
- ③ 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議・調整が未了で見通しとして公表することが出来ないと判断される工事。
- ④ 当該年度に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了のため、見通しとして公表することが出来ないと判断される工事。
- ⑤ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することが出来ないと判断される工事。
- ⑥ 付帯工事又は受託工事等で、県・市町村議会の承認が未了のため、見通しとして公表することが出来ないと判断される工事。
- ⑦ 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事。

2 公表の内容

- ① 工事の名称
- ② 工事の場所
- ③ 工事の期間
- ④ 工事の種類
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 入札予定時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- ⑦ 入札及び契約の方法

3 公表の時期

- (1) 毎年度の4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日）以降遅滞なく公表するものとする。

(2) 前項で公表した事項については、10月1日を目途として(1)の見通しに関する事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項について、遅滞なく公表するものとする。

(3) その他大型補正のあったとき

4 公表の方法

(1) 農林水産企画課において、閲覧に供する。

(2) 閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧簿を備え、閲覧者に必要な事項を記載させた後に、閲覧に供するものとする。

5 公表の期間

発注見通しを公表した日から当該年度の3月31日までとする。

別紙様式1-1

平成 年度 沖縄県発注予定委託情報調査書

担当機関:

番号	委託業務名	委託場所	工期	委託の種類	委託概要	入札・契約方法	入札予定時期	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

別紙様式2-1

平成 年度 沖縄県発注予定委託情報調書(変更分)

担当機関:

番号	変更	委託業務名	委託場所	工期	委託の種類	委託概要	入札・契約方法	入札予定時期	備考
1	前								
	後								
2	前								
	前								
3	前								
	後								
4	前								
	前								
5	前								
	後								
6	前								
	前								
7	前								
	後								

別紙様式3-1

平成 年度 沖縄県発注予定委託情報調書（追加分）

担当機関:

番号	委託業務名	委託場所	工期	委託の種類	委託概要	入札・契約方法	入札予定時期	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

メモ